

## 議案第313号

### 大阪市普通河川管理条例の一部を改正する条例案

大阪市普通河川管理条例（昭和32年大阪市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「の各号」を削り、同項第2号中「若しくは」を「又は」に改め、同項第4号中「橋りよう」を「橋梁<sup>りょう</sup>」に、「けい留する」を「係留する」に改め、同項中第5号から第9号までを削り、同項第10号中「土石、」を「土石又は」に、「たい積し」を「堆積し」に改め、同号を同項第5号とし、同項第11号中「しゅんせつ、掘さく」を「しゅんせつ、掘削」に、「、堤防及び護岸その他河川の付替等の工事又はこれらに類する」を「その他土地の形状を変更する」に改め、同号を同項第6号とし、同項中第12号を削り、同項第13号中「外」を「ほか」に改め、同号を同項第7号とし、同条第2項中「前項第8号から第13号まで」を「前項第5号から第7号まで」に改める。

第6条第1項中「以下」を「第12条第1項の規定による承認を受けて権利を譲り受けた者を含む。以下」に改める。

第8条第1項中「許可」を「第4条第2項又は第5条の規定による許可」に、「つけ、又は保証金を徴し、若しくは保証人を立てさせる」を「付する」に改め、同条中第2項及び第3項を削る。

第9条及び第10条を削る。

第11条第1項中「それらの」を「第4条第1項第5号から第7号まで又は第5条各号に掲げる」に改め、ただし書を削り、同条中第2項及び第3項を削り、同条を第9条とし、第12条を第10条とする。

第13条第1項中「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第3項中「もつて」を「もって」に改め、同条を第11条とする。

第14条を削る。

第15条の見出しを「(権利の譲渡の禁止)」に改め、同条第1項中「使用者は」を「使用者は、市長の承認を受けなければ」に、「譲渡し、転貸し、又は担保に供する」を「譲渡する」に改め、ただし書を削り、同条第2項中「前項ただし書」を「前項」に、「許可」を「承認」に、「前条」を「前条の規定による許可」に、「第15条第1項ただし書」を「第12条第1項の規定による承認」に改め、同条第3項中「第1項ただし書」を「第1項」に、「許可」を「承認」に改め、同条を第12条とし、第16条を第13条とする。

第17条第1項各号列記以外の部分及び第1号中「よつてした許可」を「よつてした許可若しくは承認」に改め、同項第2号中「許可」を「許可又は承認」に改め、同条第2項中「よる許可」を「よる許可又は承認」に改め、同項第2号中「当該許可」を「当該許可若しくは承認」に、「許可する」を「許可し、若しくは承認する」に改め、同条を第14条とする。

第17条の2中「第9条第2項、第11条第2項及び第15条第2項」を「第12条第2項及び第21条第3項」に改め、同条を第15条とする。

第18条中「1に」を「いずれかに」に改め、同条第1号中「死亡し、又は所在不明となつた」を「死亡した」に改め、同条第2号中「法人」を「使用者である法人」に改め、同条第3号中「なつたとき、」を「なつたとき」に改め、同条を第16条とする。

第19条中「第12条の規定により、使用者」を「第10条第1項の規定により使用者(第21条第1項の規定により承認を受けた者を含む。以下この条において同じ。)」に、「第17条」を「第14条第1項若しくは第2項(同項第4号に掲げる事由に該当する場合に限る。)」に、「許可」を「許可若しくは承認」に、「よつて」を「よつて」に、「あつても」を「あつても」に改め、同条を第17条とする。

第20条第1項中「の行為」を「を受けた行為」に、「、又は第18条」を「又は第16条」に、「失つた」を「失った」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改

め、同条第2項中「行為」を「規定による原状の回復又は生産物の採取の跡の整理」に改め、同条第3項中「第11条第1項本文」を「第9条」に改め、同条を第18条とする。

第21条中「橋りよう架設工事」を「橋梁<sup>りよう</sup>架設工事を行うとき」に改め、同条を第19条とする。

第22条を削る。

第23条中「船、」を「船」に、「その除去が終る」を「当該所有者又は占有者は、その除去が終わる」に改め、同条を第20条とする。

第24条の見出しを「(市長以外の者の施行する工事等)」に改め、同条第1項中「沿岸地先の土地又は工作物の所有者又は占有者は、」を「市長以外の者は、あらかじめ」に改め、「、その土地の欠壊又は土砂の流失を予防するため若しくはその工作物の河川に及ぼす損害を防止するため」を削り、「もつて」を「もって」に改め、後段を削り、同条中第2項及び第3項を次のように改める。

2 前項の規定により承認を受けた者が、承認を受けた事項を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

3 第5条の2の規定は、前2項の規定による承認について準用する。この場合において、同条中「第4条第2項及び前条の規定による許可」とあるのは「第21条第1項及び第2項の規定による承認」と読み替えるものとする。

第24条に次の2項を加える。

4 第8条、第9条及び第18条第3項の規定は、第1項の規定による承認について準用する。この場合において、第8条及び第9条中「第4条第2項又は第5条の規定による許可」とあるのは「第21条第1項の規定による承認」と、第18条第3項中「第9条」とあるのは「第21条第4項において準用する第9条」と読み替えるものとする。

5 第11条の規定は、第1項の規定により承認を受けた者について準用する。

第24条を第21条とする。

第25条第1項中「使用料等」を「河川の占用料又は使用料（以下「使用料等」という。）」に改め、ただし書を削り、同条第3項中「市長が」を「市規則で」に改め、同条を第22条とする。

第26条中「1に」を「いずれかに」に改め、同条第1号中「なつた」を「なった」に改め、同条を第23条とする。

第27条ただし書中「但し」を「ただし」に、「1に」を「いずれかに」に改め、同条第2号中「責でない」を「責めに帰することができない」に、「なつた」を「なった」に改め、同条を第24条とする。

第28条から第30条までを削る。

第31条中「1に」を「いずれかに」に改め、同条第2号中「第23条」を「第20条」に改め、同条を第25条とする。

第32条第1号中「第13号」を「第7号」に改め、同条第4号中「第21条」を「第19条」に改め、同条を第26条とする。

第33条中「1に」を「いずれかに」に改め、同条第1号中「第12条」を「第10条第1項」に、同条第2号中「第13条第2項、第16条及び第20条第1項」を「第11条第2項、第13条及び第18条第1項」に、「怠つた」を「怠った」に改め、同条第3号中「第17条」を「第14条」に、「処分」を「処分（この条例の規定による承認に係るものを除く。）」に改め、同条を第27条とする。

第34条を削り、第35条を第28条とする。

附則第3項を削る。

附則第4項中「条例施行」を「条例の施行」に、「よつて」を「よって」に改め、同項を附則第3項とする。

附則第5項中「条例施行」を「条例の施行」に改め、同項を附則第4項とし、附則第6項を附則第5項とし、附則第7項を附則第6項とする。

別表中「第25条」を「第22条」に、「さん橋」を「栈橋」に、「けい船場」を「係船場」に、「けい船ぐい」を「係船くい」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

平成25年11月 19 日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

普通河川に関する禁止行為を改めるとともに、普通河川の占用等の許可に係る保証人等に関する定めを廃止し、併せて河川附属施設の工事を施行しようとする者に対する承認に関し必要な事項を定めるため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除  
太字は改正

大阪市普通河川管理条例（抄）

(行為の禁止)

第4条 何人も河川に関し、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 省 略

(2) 河川において船、いかだ若しくは木材の類を放流すること  
又は

(3) 省 略

(4) 河川附属物、量水標、標識及び橋りょうに船、いかだ等をけい留すること  
橋 梁 係留する

(5) 爆発性の危険物又は石油その他の燃えやすい物品を積載した船上で裸火を使用し、若しくはたき火をすること

(6) 共同物揚場を貨物の積み卸し以外に使用すること

(7) 共同物揚場に貨物を留置すること

(8) 設備のない場所で、貨物の船積み又は陸揚げをすること

(9) 汚水、下水又は工場若しくは事業場の廃液、廃物を河川に流入させること

(10) 河川において土石、砂れきをたい積し、その他これらに類する行為をすること  
(5) 又は 堆積し

(11) 河川においてしゅんせつ、掘さく、盛土、堤防及び護岸その他河川の付替等の工事又はこれらに類する行為をすること  
(6) しゅんせつ 掘削 その他土地の形状を変更する

(12) 河川において広告をすること

(13) 前各号に掲げるものの外、河川の清潔、方向、水量、幅員、深浅に影響を及ぼすおそれ  
(7) ほか

のある行為をすること

2 市長は、前項第8号から第13号までに掲げる行為については、河川管理上支障がないと認め  
第5号 第7号

られるときに限り、これを許可することがある。

(許可の変更)

第6条 第4条第2項又は第5条の規定により許可を受けた者（第12条第1項の規定による承認を受けて権利を譲り受けた者を含む。以下使用者という。）が、許可を受けた事項を変更しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

## 2 省 略

(許可の条件)

第8条 市長は、河川の管理又は公益上必要があるときは、第4条第2項又は第5条の規定による許可の際、その占用、使用又は生産物採取（以下使用等という。）について条件をつけ、又付する  
は保証金を徴し、若しくは保証人を立てさせることができる。

2 前項の規定による保証金の額及び保証人の資格については、市長が定める。

3 第5条の規定による使用者が、第25条に規定する河川の占用料又は使用料（以下使用料等という。）の納付を怠つたときは、第1項の保証金をこれに充当する。

(工作物の所有権の移転に伴う河川敷地の占用)

第9条 河川敷地に設置した工作物の所有権を取得した者は、その敷地の占用について、直ちに市長の許可を受けなければならない。

2 第5条の2の規定は、前項の規定による許可について準用する。この場合において、同条中「第4条第2項及び前条」とあるのは「第9条第1項」と読み替えるものとする。

第10条 前条第1項の場合において、許可が得られないときは、その工作物の所有権を取得した者は、市長の定めるところにより工作物を撤去して、河川敷地を原状に回復しなければならない。

(無許可行為に対する処置)

第11条 第4条第2項又は第5条の規定による許可を受けないで、それらの  
第9条 第4条第1項第5号から第7

行為をする者があるときは、市長は、直ちにその行為を停止させ、  
号まで又は第5条各号に掲げる

せ、工作物があるときはこれを撤去させる。ただし、行為の追認を願い出て、河川の管理上支障がなく、かつ、市長においてその事情がやむを得ないものと認めるときは、これを許可することがある。

2 第5条の2の規定は、前項ただし書の規定による許可について準用する。この場合において、同条中「第4条第2項及び前条」とあるのは「第11条第1項ただし書」と読み替えるものとする。

3 第1項本文の場合において、その行為に対しては、当該行為の期間につき、第25条の規定による使用料等の5倍以内において、市長の定める金額を一時に徴収する。この場合において行為の始期が判明しないときは、市長の認定による。

(検 査)

第12条 省 略  
第10条

(許可に伴う義務)

第13条 使用者は、河川の占有若しくは使用の区域及びその区域内の河川附属施設を保護し、異  
第11条

状を認めるときは、すみやかにその旨を市長に届け出なければならない。  
速やかに

2 省 略

3 使用者は、その使用人の行為であることの理由をもつて、その責を免れることはできない。  
もつて

(保証人の責任)

第14条 保証人は、許可によつて生ずるすべての義務につき、使用者と連帯してその責に任じな  
なければならない。

(権利の譲渡等の禁止)

第15条 使用者は、市長の承認を受けなければ、その権利を他人に譲渡し、転貸し、又は担保に  
第12条 譲渡する

供することができない。ただし、譲渡又は転貸について、やむを得ない理由により市長の許可  
を受けたときは、この限りでない。

2 第5条の2の規定は、前項ただし書の規定による許可について準用する。この場合において、  
承認

同条中「第4条第2項及び前条の規定による許可」とあるのは「第15条第1項ただし書  
第12条第1項の規定による承認」

と読み替えるものとする。

3 第1項ただし書の規定による許可を受けて権利を譲り受けた者は、使用者の使用等に関する  
承認

一切の権利義務を承継する。

(行為の廃止)

第16条 省 略  
第13条

(許可の取消等)

第17条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定によつてした許可  
第14条 よつて

若しくは承認を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、  
工作物の改築、移転、除去若しくはその工作物により生ずべき損害を予防するため必要な措置



をすること若しくは河川を原状に回復することを命ずることができる。

- (1) この条例の規定若しくはこれに基づく処分又はこの条例の規定によつてした許可若しくはよつて

承認に付した条件に違反した者

- (2) 詐欺その他不正な手段によりこの条例の規定による許可又は承認を受けた者

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、この条例の規定による許可又は承認を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は措置をすることを命ずることができる。

- (1) 省 略

- (2) 本市が河川工事を施工し、又は当該許可若しくは承認を受けた者以外の者に工事、占用その他の行為を許可する ため、やむを得ない必要が生じたとき  
許可し、若しくは承認する

- (3)-(5) 省 略

(意見の聴取)

第17条の2 市長は、必要があると認めるときは、第5条の2（第6条第2項、第9条第2項、第15条 第12条第2項及

第11条第2項及び第15条第2項において準用する場合を含む。）に該当する事由の有無についび第21条第3項

て、大阪府警察本部長の意見を聴くことができる。

(許可の失効)

第18条 次の各号の1 に該当する場合には、許可はその効力を失う。  
第16条 いずれか

- (1) 使用者が死亡し、又は所在不明となつた場合において、その承継人がないとき  
死亡した
- (2) 使用者である法人が解散したとき
- (3) 許可を受けた目的を達することが事実上できなくなつたとき、又は許可を受けた行為をや  
なつた

めたとき

- (4) 省 略

(許可取消等による損害)

第19条 第12条 の規定により、使用者（第21条第1項の規定により承認を受けた者を含む）。  
第17条 第10条第1項

以下この条において同じ。）に命じた事項又は第17条  
第14条第1項若しくは第2項（同項第4号に掲

の規定による許可若しくは承認の取消によつて、使用者に  
げる事由に該当する場合に限る。) よつて

損害を及ぼすことがあつても、本市はその責を負わない。  
あつても

(原状回復及び損害賠償義務)

第20条 使用者は、許可の期間が満了したとき若しくは許可の 行為をやめたとき、又は  
第18条 を受けた

第18条の規定により許可の効力を失つたときは、直ちに原状に回復し、又は生産物の採取の跡  
第16条 失つた

を整理し、市長の検査を受けなければならない。但し、市長がその必要がないと認める場合  
ただし

は、この限りでない。

2 前項の行為 により河川に損害を生じた場合に  
規定による原状の回復又は生産物の採取の跡の整理

においては、その損害を賠償しなければならない。

3 前2項の規定は、第11条第1項本文の場合に準用する。  
第9条

(船舶等の航行制限)

第21条 市長は、河川工事又は橋りょう架設工事を行うときその他公益上必要があると認めると  
第19条 橋梁

きは、船、いかだ及び流木の通航を制限し、又は停止することができる。

(河川の航行)

第22条 河川の航行路は、市長が別に定める。

(河川の障害物除去)

第23条 河川に沈没した船、その他航行上の障害となる物件は、その所有者又は占有者において、  
第20条

直ちに市長に届け出て除去しなければならない。この場合において、当該所有者又は占有者は、  
その除去が終る まで適当な標識を設けなければならない。  
終わる

(沿岸地使用者の 工事等)  
市長以外の者の施行する

第24条 沿岸地先の土地又は工作物の所有者又は占有者は、あらかじめ市長の承認を得て、その  
第21条 市長以外の者

土地の欠壊又は土砂の流失を予防するため若しくはその工作物の河川に及ぼす損害を防止する  
ため、自己の費用をもつて護岸その他の河川附属施設の改築又は修繕をすることができる。こ  
もつて

の場合の工事は市長の指示に従わなければならない。

2 前項の工事について委託を受け、本市が設計し、その工事を監督したときは、沿岸地使用者は次の範囲内で、市長の定める手数料を納付しなければならない。

(1) 設計手数料 設計金額の100分の2

(2) 監督手数料 見積工費の100分の2

3 前2項の規定により改築又は修繕した護岸その他の河川附属施設は、無償で本市の所有となる。

2 前項の規定により承認を受けた者が、承認を受けた事項を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

3 第5条の2の規定は、前2項の規定による承認について準用する。この場合において、同条中「第4条第2項及び前条の規定による許可」とあるのは「第21条第1項及び第2項の規定による承認」と読み替えるものとする。

4 第8条、第9条及び第18条第3項の規定は、第1項の規定による承認について準用する。この場合において、第8条及び第9条中「第4条第2項又は第5条の規定による許可」とあるのは「第21条第1項の規定による承認」と、第18条第3項中「第9条」とあるのは「第21条第4項において準用する第9条」と読み替えるものとする。

5 第11条の規定は、第1項の規定により承認を受けた者について準用する。

(使用料等)

第25条 第5条の規定による使用者は、別表の範囲内で市長が定める使用料等  
第22条 河川の占用料又は使用料

を納付しなければならない。但し、広告物を掲出するものにあ  
(以下「使用料等」という。)

つては、その広告物の部分に限り、別表に掲げる金額の5倍以内とする。

2 省 略

3 使用料等の算定及び徴収方法は、市長が 定める。  
市規則で

(使用料等の減免)

第26条 市長は、次の各号の1 に該当する場合においては、使用料等を減免することがで  
第23条 いずれか

きる。

(1) 天災事変その他不可抗力により、許可を受けた行為ができなくなつたとき  
なつた

(2) 省 略

(使用料等の還付)

第27条 既納の使用料等は還付しない。但し、次の各号の1 に該当するときは、その全  
第24条 ただし いずれか

部又は一部を還付することがある。

(1) 省 略

(2) 使用者の責でない 理由により、許可を受けた行為又は使用ができなく  
責めに帰することができない

なつたとき  
なつた

(3)-(5) 省 略

第28条から第30条まで 削除

(罰 則)

第31条 次の各号の1 に該当する者は、3月以下の懲役又は200,000円以下の罰金に処する。  
第25条 いずれか

(1) 省 略

(2) 第23条の規定に違反した者  
第20条

第32条 次の各号のいずれかに該当する者は、200,000円以下の罰金、拘留又は科料に処する。  
第26条

(1) 第4条第1項第2号から第13号までの規定による禁止事項に違反した者  
第7号

(2)-(3) 省 略

(4) 第21条の規定による市長の処分に違反した者  
第19条

第33条 次の各号の1 に該当する者は、科料に処する。  
第27条 いずれか

(1) 第12条 の規定による検査を拒んだ者  
第10条第1項

(2) 第13条第2項、第16条及び第20条第1項の規定に違反して、その義務を怠つた者  
第11条 第13条 第18条 怠つた

(3) 第17条の規定による市長の処分（この条例の規定による承認に係るものを除く。）に違反  
第14条

した者

(代執行)

第34条 使用者が、法令若しくはこの条例に基く義務又は市長の指示事項を履行せず、又は履行してもなお不十分と認めるときは、市長は、使用者に代つてこれを執行し、その費用を徴収することができる。

2 前項の規定は、第10条及び第11条第1項本文の場合に準用する。

(施行の細目)

第35条 省 略

第28条

附 則

1 - 2 省 略

3 第8条の規定による保証金は、市長において必要と認める期間これを徴収しないことがある。

4 この条例施行 の際、現に許可を受けている者は、この条例によつて許可を受けたものとみなす。  
3 条例の施行 よつて

5 この条例施行 の日における既納の使用料等については、この条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。  
4 条例の施行

6 - 7 省 略  
5 6

別表 (第25条関係)  
第22条

河川の占用料又は使用料

種別	占用又は使用の目的	単位	期間	料金
第1種	遊船、掛け出し、起重機、軌条敷設物、地中埋設物、 <u>さん橋</u> 、橋及びこ <u>棧橋</u> これに附属する用地その他工作物設置に伴う用地並びに流水面	省 略	省 略	省 略
省 略	省 略	省 略	省 略	省 略
第3種	竹木浮場、物揚場、 <u>けい船場</u> その他 <u>係船場</u> これに類するもの	省 略	省 略	省 略
省 略	省 略	省 略	省 略	省 略

第5種	<u>けい船ぐい</u> 係船くい	省 略	省 略	省 略
-----	----------------------	-----	-----	-----